5 答 申 第 2 号 令和5年10月6日

福津市長 原 﨑 智 仁 様

福津市情報公開·個人情報保護審査会 会長 中 村 英 樹

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて 準用する同条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和5年8月7日付5福地コ第155号による下記の諮問について、別添のと おり答申します。

記

「福津市」 財産組合設立の際に添付された名簿「認可地縁団体設立時に提出」(年 月 日告示・許可)申請者の情報(上記請求者分)」(以下、「本件名簿」という。)の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答申

1 審査会の結論

福津市長(以下、「実施機関」という。)が、令和5年6月16日付5福地コ第100号で行った保有個人情報不開示決定は妥当である。

なお、地方自治法(以下、「法」という。)の規定からして、本件名簿は地縁による団体の認可要件該当性を確認するためのものであるから、その性質上、本件名簿に氏名及び住所の記載がないことが、審査請求人がこれまでに一度も法第260条の2に規定する地縁による団体である 財産組合の組合員でなかったことを直ちに意味するとは限らないことを付言する。

2 審査請求及び当審査会の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年6月2日、実施機関に対し、「福津市 財産 組合設立の際に添付された名簿「認可地縁団体設立時に提出」(年 日告示・許可)申請者の情報(上記請求者分)」について、保有個 人情報開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、請求情報について、情報を保有しておらず不存在であるため、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)第82条第2項の規定により、不開示決定を行い、その旨を審査請求人に保有個人情報不開示決定通知書(令和5年6月16日付5福地コ第100号)により通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関が請求情報不存在のため不開示としたことについて、事実と相違するとして名簿の開示を求め、令和5年7月31日付審査請求書を提出し、実施機関は、同日付けで、これを受理した。
- (4) 実施機関は、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて 準用する同条第1項の規定に基づき、福津市情報公開・個人情報保護審査 会(以下、「審査会」という。)に福津市個人情報保護審査諮問書(令和5年 8月7日付5福地コ第155号)を送付した。その諮問書には、保有個人 情報開示請求書の写し、保有個人情報不開示決定通知書の写し、審査請求 書の写し、弁明書を添付した。
- (5) 実施機関は、審査請求人に対し、令和5年8月7日付けで、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定に基づき、審査会に諮問した旨を通知した。
- (6) 審査会事務局は、審査請求人に対し、令和5年8月7日付けで、行政不 服審査法第29条第5項の規定に基づき、実施機関から提出された弁明書

を送付するとともに、同法第30条第1項の規定により、弁明に対し反論がある場合には反論書を、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は 証拠物を令和5年8月24日までに提出するよう、あわせて、口頭による 意見陳述の申立てを行う場合はその旨を連絡するよう通知した。

- (7) 審査請求人は、令和5年8月22日、審査会に対し、弁明書に対する反 論書を提出し、あわせて、口頭意見陳述を申し立てるとともに、補佐人帯 同の許可を申請し、審査会事務局はこれを受付した。
- (8) 審査会は、令和5年8月29日付けで、申立人及び実施機関に対し、口 頭意見陳述を開催する期日及び場所を指定し、あわせて補佐人帯同を許可 し、これを通知した。
- (9) 審査会は、令和5年9月26日、申立人に対し、口頭意見陳述の機会を 付与した。

3 審査請求の趣旨

保有個人情報不開示決定の理由となっている「不存在」は事実と相違する ため、本件名簿の開示を求める。

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1)審査請求書における主張

本件名簿は、 自治会が地縁団体の認可申請時に提出した名簿であり、法第260条の2の規定による地縁団体認可要件を満たすために必要な名簿である。審査請求人は、 年に に転入し、「入会金」を支払い 自治会に加入し、これまで自治会の役員や財産組合の役員も務めてきた。ところが、自治会の中で住民差別とも言える出来事があり、 年 月 に自治会を退会した。

しかし、内部告発のためにも財産組合は退会しておらず、自治会長に対し、「財産組合の会員名簿」等の交付を求めたところ、これに応じてもらえず、名簿に審査請求人の氏名の記載はなく、過去一度も財産組合の会員であった事実はないという回答であった。

本件名簿は、審査請求人の 住民としての存在と居住権、「財産組合の 一員としての財産権を主張できる権利」を証明する重要な証拠書類である。また、新住民排除の理由を解明する鍵ともなる。

以上の経緯からすると、本件名簿には審査請求人の氏名の記載があって当然と判断されるので、窓口での閲覧を求める。

(2) 反論書における主張

法第260条の2第2項第3号は「地縁団体の申請時の一般的な規定であって」 自治会が申請した「地縁団体名簿」は、自治会の構成員全員が「財産組合の構成員」となるためのものであるから、「自治会員=財産組合員」という内容で、本件名簿に審査請求人の氏名の記載がないという事は決してありえない。

審査請求人の氏名が本件名簿に記載されていないことが事実であるとするならば、福津市が支払った 業務委託料は、別団体に支払われたものとの解釈になる。

5 実施機関(処分庁)の主張

審査請求人が請求する 財産組合設立の認可申請の際に添付された構成員の名簿を確認した結果、審査請求人の情報は記載されていなかった。

よって、情報を保有しておらず、不存在を理由として不開示決定処分を行ったことについて、違法または不当な点は存在しないものである。

なお、審査請求の理由には、「私の氏名の記載があって当然と判断される」とあるが、地縁による団体の認可要件について定める法第260条の2第2項第3号は「その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」と規定しているところ、地縁による団体の認可にあたっては、構成員の名簿により、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となっているかではなく、その相当数の者が現に構成員であるかを確認するものである。

6 審査経過

令和5年9月26日 第1回審査会

7 審査会の判断

本件名簿は、法第260条の2の規定に基づき 財産組合が地縁による 団体の認可を受けようとする際、申請書に添付した組合員名簿である。

この点について、審査請求人と実施機関との間に争いはなく、請求対象情報の特定に問題はない。

そこで、当審査会で本件名簿を見分したところ、本件名簿には審査請求人の 氏名及び住所は記載されていないことを確認した。

よって、個人情報保護法第82条第2項は「行政機関の長等は、開示請求に 係る保有個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る保有個人情報を保 有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、 その旨を書面により通知しなければならない。」と規定しているところ、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

なお、法第260条の2第2項第3号について、実施機関が弁明書において、「地縁による団体の認可にあたっては、構成員の名簿により、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となっているかではなく、その相当数の者が現に構成員であるかを確認するものである。」と主張し、これに対して、審査請求人が反論書において、「『地縁団体の申請時の一般的な規定であって』 自治会が申請した『地縁団体名簿』は、自治会の構成員全員が『財産組合の構成員』となるためのものであるから、『自治会員=財産組合員』という内容で、本件名簿に審査請求人の氏名の記載がないという事は決してありえない。」と主張していることに関し、法の規定からして、本件名簿は地縁による団体の認可要件該当性を確認するためのものであるから、その性質上、本件名簿に氏名及び住所の記載がないことが、審査請求人がこれまでに一度も法第260条の2に規定する地縁による団体である 財産組合の組合員でなかったことを直ちに意味するとは限らないことを付言する。

8 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

福津市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中村 英樹

委員 相澤 直子

委員 岩城 和代

委員 上田 竹志

委員後藤健太郎